

7. 会議の概要

- 事務局長(池田) ただいまから8月定例農業委員会を開催いたします。
本日の会議ですが、7番 牧野 元恵 委員、11番 北山謙治 委員は、所用のため
欠席する旨の届出がありました。
- 事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

「会長あいさつ」
- 事務局長(池田) ありがとうございます。
これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 (会長) これより本日の会議に入ります。
まず、事務局より8月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局(黒瀬) (経過報告 説明)
- 議長 (会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 (会長) 無いようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、10番 辻 総一郎 委員
12番 吉川 豊 委員の両名をお願いします。
- 議長 (会長) これより議事に入ります。
日程第1 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを
議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説 明)
- 議長 (会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 山口委員 1番については、事務局説明のとおり、鉄塔が立ってる場所を草が生えない様に舗
装してあり問題ないと思います。
2番については、砂利採取、8m以上掘らない様に指示しました。
- 齋藤委員 3番については、耕作者の娘の娘婿である申請者は、耕作者の娘と養子縁組をしており
親族で問題ないと思います。
- 議長 (会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。

それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

久保委員

3番の申請者は、農業をしていますか？第1種農地だと許可出来ないのではないですか？

事務局(中川)

住宅建築などで居住する場合は特例で問題ありません。

議長(会長)

これより、議案第22号について採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり承認することに意義ありませんか。

(異議なし)

議長(会長)

無いようですので、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、日程第2 議案第23号 現況証明願いについてを議題といたします。

なお、議案に記載の2番については、都合により今回の審議から外すことにします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川)

(説明)

議長(会長)

これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

山口委員

事務局説明のとおり、問題ありません。

議長(会長)

以上のとおり説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長(会長)

これより、議案第23号について採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長(会長)

無いようですので、議案第23号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、日程第3 議案第24号 勝山農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局(黒瀬)

(説明)

議長(会長)

以上のとおり説明はお聞きのとおりです。

それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

久保委員

調査書の日付けがないが、いつ調査したか？整備計画の変更は農振法第67条の指定区域の除外で解除にあたるか？(1)の●●さんは親子なら連名で良いのではないですか？

- 事務局（黒瀬） ●●さんは、分筆して宅地と農地に分けています。他の質問には確認を取って、追ってお知らせします。
- 久保委員 2番の●●さんは農家ですか？
- 事務局（黒瀬） 農業をしていますが、●●土建を営んでおられます。
- 久保委員 農地ではなく、資材置場として使っているのであれば、如何なものかと思う。十分精査して下さい。
- 中村職務代理 現況はどうなっていますか？
- 事務局（黒瀬） 農地になっています。
- 中村職務代理 農振指定には近隣の同意がいらいますか？
- 事務局（黒瀬） 要らないと思います。
- 久保委員 良いとも悪いとも言わないが、条件提示だけお願いします。
- 議長（会長） これより、議案第24号について採決いたします。
議案第24号は、原案のとおり変更することに対して支障がないとする意見を付すことに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（会長） 無いようですので、議案第24号 勝山農業振興地域整備計画の変更について原案のとおり変更することについて、支障がないという意見を付すことに決しました。
- 議長（会長） 続きまして、日程第4 議案第25号 勝山市農業委員会会議規則の一部改正についてから日程第7 議案第28号 勝山市農業委員会の部会の設置規約を廃止することについては関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明願います。
- 久保委員 説明の前に聞きたいのですが、委員会会則を変えたり、部会を廃止する理由は何ですか？
- 事務局長(池田) 規約改正に伴って、9月より農業委員12名、推進員10名の新体制になりますので、部会で検討して頂くのも勿論良いのですが、全体で意見交換をして頂くのも必要と思いい提案致しました。
- 久保委員 議案第25～28号に関しては慎重に取り扱って頂き、今回は見送って頂きたい。このま

ま農業委員会会則を継続する事を提案します。

議長（会長） 本件は、反対意見がありますので、農業委員会会則の一部改正と部会設置規約廃止については、9月度の農業委員会で再度検討して頂きたいと思います。

議長（会長） 次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） 次に、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） このことについて何かありますか。
では、次に農地の転用事実に関する照会書について事務局より報告をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） このことについて、何かありませんか。

議長（会長） それではその他に入ります。
関係機関より報告がありましたらお願いします。

下牧委員 9月定例会が8月29日より9月20日まで開催されます。

議長（会長） 事務局から、何かありますか。

事務局(黒瀬) 全国農業会議所から平成30年7月西日本豪雨災害義援金の募集がきています。平成28年熊本地震の時にも同様の依頼がきており、その時は一人一口1,000円を慶弔会計から義援金として送金しています。今回も同じようにしたいと考えています。よろしくをお願いします。

議長（会長） いかがでしょうか。特にないようでしたら、義援金を送りたいと思います。
そのほか、何かありますか。

議長（会長） 次回の定例農業委員会の開催については、事務局より別途ご連絡いたします。
8月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理者 慎重審議ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

10 番 辻 総八郎

12 番 吉川 豊